

刈谷市
土砂等の採取及び埋立て等に関する条例

申請の手引き

刈谷市

○刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の概要

1 制定の目的

この条例は、有害物質の基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止するとともに、土砂等を搬入して埋立て等を行う一定規模以上の事業について、搬入される土砂等の汚染の有無を事前に確認するなど、事業者、土地所有者及び市の責務を明らかにすることにより、土砂等に係る土壌汚染を未然に防止し、市民の良好な生活環境を確保することを目的としています。

2 条例の骨子

(1) 許可制

一定規模以上の土地の埋立て等（土地の埋立て等を行う区域の面積が500㎡以上又は土砂等の採取の量が500㎡以上）について市の許可が必要です。

(2) 許可基準

土地の埋立て等を行う場合には、許可基準を守らなければなりません。

ア 使用する土砂等の基準

土地の埋立て等に使用する土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していなければなりません。

イ 使用する土砂等の特定

土地の埋立て等に使用する土砂等は、発生場所を特定する必要があります。

ウ 施工基準

土地の埋立て等を行う場合は、規則で定める施工基準に適合した方法により行わなければなりません。

エ 環境保全等の基準

生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準に適合した方法で行わなければなりません。

(3) 周辺住民等への説明

許可を受けようとする場合は、あらかじめ隣接地権者及び当該事業区域の境界から300m以内の土地に居住する住民に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければなりません。

(4) 定期的な報告義務

搬入した土砂等について定期的な土壌調査及び水質検査を実施し、市へ報告する義務があります。

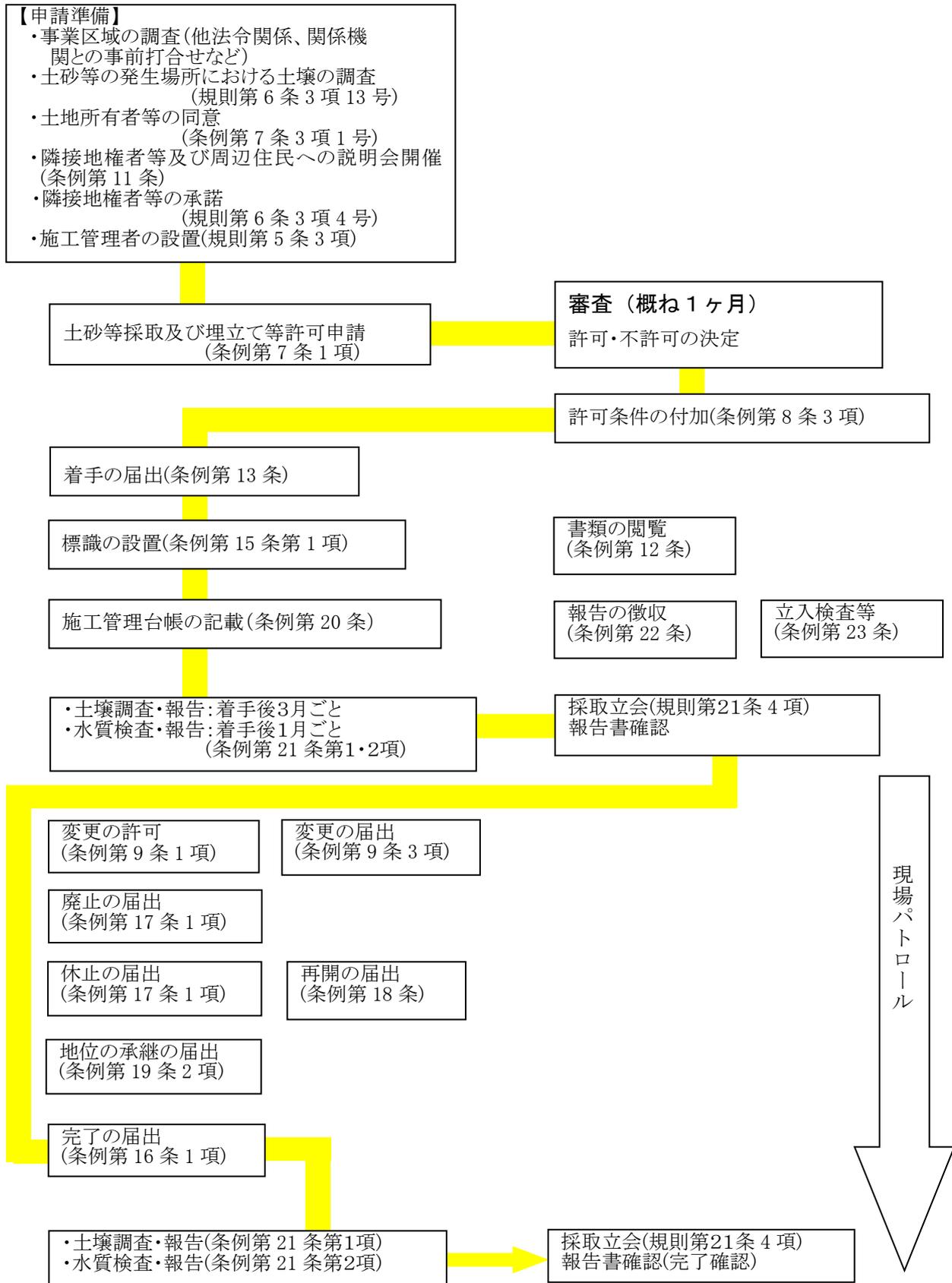
(5) 罰則

措置命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するなどの罰則規定を設けています。

3 土地の埋立て等に関する事業の流れ

<事業者>

<刈谷市>



○土地の埋立て等を実施するにあたっての留意事項

1 事業計画策定にあたって

- (1) 着手から1年以内に完了する計画としてください。
- (2) 関係機関、市関係課と事前に十分打合せを行い、この条例以外の法令等で規制があるものについては、それぞれの法令等の適用を受けることになるので、許認可等が必要なものについては併せて許認可等の申請をしてください。

関係法令等

- 森林法（昭和26年法律第249号）
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- 砂防法（明治30年法律第29号）
- 砂利採取法（昭和43年法律第74号）
- 採石法（昭和25年法律第291号）
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- 道路法（昭和27年法律第180号）
- 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- 河川法（昭和39年法律第167号）
- 都市再開発法（昭和44年法律第38号）
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- 農地法（昭和27年法律第229号）
- 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
- 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）
- 生産緑地法（昭和49年法律第68号）
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）

- (3) 3月ごとに行う土壌の調査について、その結果を市が確認するまでの間は土地の埋立て等を行えないので、計画を立案する際には留意してください。

2 事業区域について

- (1) 事業区域の面積には、保安区域を含みますが、進入道路、現場事務所の敷地等を含みません。
- (2) 申請時において、現地にて事業区域及び実際に土地の埋立て等を行う区域を杭等で表示確認できるようにしておいてください。

3 使用する土砂等について

- (1) 土砂等の性質は、第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げられるもの）に該当しなければなりません。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥等の廃棄物は、条例でいう土砂等には含まれないので、それらによる土地の埋立て等はできません。
- (3) 土地の埋立て等に使用する土砂等の発生元証明書、土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、土砂等の発生場所ごとに必要です。

4 説明会の開催について

(1) 説明会を開催する場所や時間について

例えば、地域の公民館において休日に開催するなど、住民が集まりやすい場所と時間で開催するようお願いします。地域の公民館の使用の可否については、各地区の公民館長又は地区長にお問合せください。

(2) 説明の内容について

説明会においては、次の項目について必ず説明をお願いします。

- ア 土地の埋立て等を行う目的に関すること
- イ 土砂等の発生場所に関すること
- ウ 土地の埋立て等に使用する土砂等に関すること
- エ 工事期間に関すること
- オ 作業時間に関すること
- カ 事業区域の安全対策に関すること
- キ 搬入経路・搬入時間に関すること
- ク 周辺道路の交通安全対策に関すること
- ケ 騒音、振動対策に関すること
- コ 粉じん対策に関すること
- サ 雨水排水対策に関すること
- シ 完了後の土地の形状、土地利用に関すること
- ス 災害等緊急時の対応に関すること
- セ 苦情等の対応窓口に関すること

(3) その他留意事項について

- ア 周辺住民等からの質問及び要望等について聴く時間を設けてください。
- イ 周辺住民等からの事業計画及び安全対策計画等に関する要望書に対しては、回答書を作成する等して理解が得られるよう対応してください。
- ウ 説明会を欠席した周辺住民等についても理解が得られるよう対応してください。

○土地の埋立て等許可申請書等作成要領

○提出部数は、正本1部です。

○申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。

○図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等にその旨を明記してください。

1 土地の埋立て等許可申請書の記載

(1) 申請者

申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(2) 土地の埋立て等の目的

埋立て、盛土の別を記載するとともに、土地の埋立て等を行う目的を簡潔に記載してください。

(3) 事業区域の位置及び面積

位置については、事業区域の地番をすべて記載してください。記入欄に書ききれない場合は、代表地番及び他○筆と記載し、別紙で地番の一覧を添付してください。

面積については、事業区域の実測による面積を記載してください。

なお、合算して500平方メートル以上となる事業の場合は、〔 〕内に既に完了した事業、既に着手している事業又は既に許可を受けている事業に係る面積を記載してください。

(4) 土地の埋立て等を行う期間

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画などから記載してください。

申請者が事業区域の土地の所有権を有しない場合は、土地所有者等の同意書に記載された期間の範囲内で記載してください。

(5) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生する者及び発生の場所

土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元事業者名及び当該土砂等の発生場所の地番を記載してください。なお、当該土砂等の発生元が複数予定される場合は、別紙で一覧を添付してください。

(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

予定容量計算書による量を記載してください。なお、各土砂等の発生場所からの予定量の合計に概ね一致するようにしてください。

(7) 土地の埋立て等の施工に関する計画

「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付してください。当該計画書は、施行規則別表第2及び別表第3に規定する技術上の基準に適合した施工計画とし、別表第2及び別表第3に掲げた項目ごとに計画内容を記載してください。

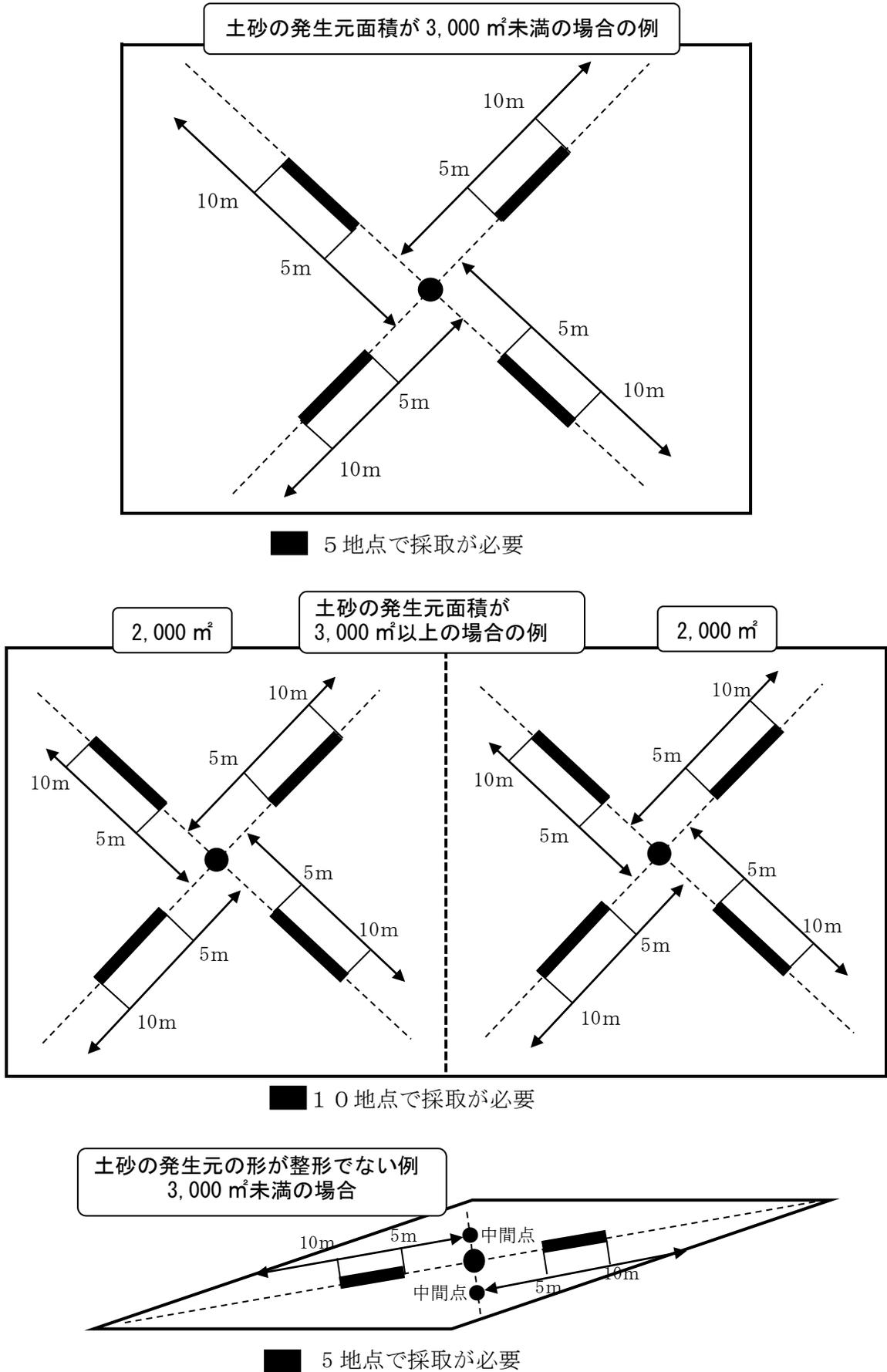
- (8) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付してください。当該計画書は、施行規則別表第4に掲げた項目ごとに計画内容を記載してください。
- (9) 施工管理者の住所、氏名及び電話番号
土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った者で、工事施工中、現場に常駐できる方としてください。

2 添付書類の作成

- (1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近見取図
- ア 位置図：縮尺は1／10000程度とし、道路、地勢等の事業区域周辺の状況がわかるものとしてください。
 - イ 見取図：縮尺は1／2500程度で住居の立地状況等の周辺の状況が判別できるものを用い、事業区域の周辺300メートルの範囲を明示してください。
 - ウ 国、県道からの搬入路を明示してください。
- (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）。申請する日前3か月以内に発行されたものを添付してください。
- (3) 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ア 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）：事業区域及び隣接地の土地について全筆必要です。申請する日前3か月以内に発行されたものを添付してください。
 - イ 公図の写し：事業区域及び隣接地を含むものとし、これらの土地について地番、地目、面積を明示し、事業区域については、赤枠で囲ってください。
- (4) 土地所有者等の同意書
事業区域の土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の同意書を添付してください。本人の署名又は押印をお願いします。
- (5) 隣接地権者等の承諾書
事業区域の土地に隣接する土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の承諾書を添付してください。本人の署名又は押印をお願いします。
- (6) 説明会結果報告書
様式第4号を用いて作成してください。
- (7) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画
様式第6号を用いて作成してください。
- (9) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書
様式第7号を用いて作成してください。

- (10) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図
埋立て等に用いる土砂等について、その発生元から当該事業区域に至る流れがわかるよう作成してください。
- (11) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図
図面の縮尺は、事業区域の現況の形状が判別できるものとし、事業区域付近の道路、水路等を含めて作成してください。
- (12) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
図面の縮尺は、埋立て等の完了後の形状が判別できるものとしてください。また、雨水排水計画図には、当該雨水排水計画の根拠となった流量計算書等を添付してください。
- (13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の位置図、現況平面図及び面積計算書
図面の縮尺は、土砂等の発生場所の現況の形状等が判別できるものとしてください。また、面積計算書には求積図等を添付してください。
- (14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (15) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した時点の位置を示す図面及び現場写真並びに資料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書。(土砂の採取方法は図1のとおりです。)
- ア 位置図:採取場所が確認できる平面図とし、現場写真の撮影方向を明示してください。
- イ 土壌調査試料採取報告書は、様式第9号を用いて作成してください。
- ウ 地質分析結果証明書は、様式第10号を用いて作成してください。
- (16) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (17) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類又は許認可等の見込みのあることを示す書類
埋立て等の施工にあたり、この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には、当該許認可等の許可書等の写し又は、当該許認可機関の受付印が押印された申請書の写し等を添付してください。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

図 1



※事業区域の土壌の調査についても、上記の方法により実施してください。

